

テクノファNEWS

ニュース・ダイジェスト

◆◆ ISO9004発行

ISO 9004の2009年版が2009年11月1日付けで発行された。従来、ISO9001とコンシステントペアと称され、2つの規格が一对になった概念で9004は編集されてきたが、本版からISO9004はISO9001から独立した一つの規格としての性格を強く打ち出したものになっている。JIS規格の発行は「2010年4月以降」となる見込み」である。

<http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/top/index.jsp>

テクノファでは、ISO9004の使い道、特に「組織の自己像」を明確にして、何を強くしなければならぬか、それをどのように実践するのかなどについてのセミナーを行っております。

<http://www.technofer.co.jp/>

◆◆ ISO26000のDIS発行、日本語参考訳を公開、ISO/SR国内委員会

「組織の社会責任」を扱うDISが発行されたのを受けて、その日本語訳が公開されている。他のISO規格と異なり、この規格は開発ステージごとに英語原文、日本語訳が無料で公開されており、組織の社会責任の一端を具体的に展開している好事例であると評価されている。

http://iso26000.jsa.or.jp/_files/doc/2009/iso26000_disjr.pdf

この国際規格は、90を超える国及び40を超える社会的責任の異なる側面に関与する国際的又は幅広い基盤を持つ地域組織のエキスパートが関与する、マルチステークホルダーアプローチによって開発された。これらのエキスパートは、消費者、政府、産業界、労働者、非政府組織（NGO）、並びにサービス/サポート/研究及びその他という6つの異なるステークホルダーグループから代表が選ばれた。さらに、起草グループの中で、発展途上国と先進国のバランス及び男女のバランスを満たすよう特別な配慮がなされた。全ステークホルダーグループから幅広い代表者の参加を確保すべく努力がなされたが、ステークホルダーの完全かつ平等なバランスは、資源の利用可能性及び英語能力の必要性を含むさまざまな要因のため制約を受けている。

◆◆ JAB MS502-2010「認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方」原案が公開される

認証範囲が、適用されるマネジメントシステム規格の意図に沿って適切に設定され、その内容が利害関係者に誤解されることがなく伝えられることは、マネジメントシステム規格に基づく認証制度全体の信頼性を確保する上で、非常に重要であるが、現行ではこれに関連する認証基準、指針等がない。

http://www.jab.or.jp/feedback/20091104_1.html

【ニュース】マネジメントシステム関連のニュース・ダイジェスト	…1~2
【紹介】(株)テクノファ関連会社並びに業務提携先の紹介	…2
【講演】「今後のJABの取組みについて」(財)日本適合性認定協会専務理事 井口新一氏	…3~8

◆注目のリスクマネジメント関連規格・ガイドが発行される

ISO 31000:2009 Risk management – Principles and guidelines

「リスクマネジメント_原則及び指針」およびISO Guide 73:2009 が発行された。

これはリスクマネジメント効果的実施のためにすべての形態・事業規模の組織で適応できる。(2009/11/15)

原本PDFダウンロード…10,584円(本体10,080円)

原本冊子税込価格…10,584円(本体10,080円)

<http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/Foreign/html/jp/ForeignTopics.htm>

(株)テクノファ関連会社並びに業務提携先の紹介

「全国各地に広がるテクノファ・ネットワーク」全国各地でテクノファのセミナーを開催しています。
お近くのテクノファ関連会社並びに業務提携先開催セミナーもご購入ください。

■兵庫県地区 NPO兵庫県技術士会(ISO部会)

神戸市産業振興センター(JR神戸駅徒歩8分)で内部監査員2日間コースを開催

NPO兵庫県技術士会ISO部会長の「技術士 機械部門」宮本 仁(ヒトシ)です。
ISO9001 品質・ISO14001 環境の内部監査員2日間コースは、地元の状況を熟知した兵庫県技術士会が、財団法人神戸市産業振興財団よりISO内部監査員養成の要請を受け、平成9年にISO9001を、翌10年にISO14001の養成コースを(株)テクノファと三者共催で開設致しました。

主任審査員の審査経験を活用し、機械、電気・電子、経営工学等ベテラン技術士のISO有資格者とメンバーを組み内部監査員2日間コースを夫々隔月に開催しております。

お客様で認証取得されたお客様からは大変好評を得ております。

なお当技術士会には、航空・宇宙、情報、原子力、建設、造船、金属、化学等あらゆる分野のエキスパートが所属しており、認証取得支援等ご要望に即座に対応できる体制がございます。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。



■九州中南部地区 (有)テクノファMS九州

九州の中心熊本市をベースに九州一円でISO研修、コンサルティングを実施

会社概要

代表取締役 中川 昭博

URL : <http://www.tech-ms.co.jp>

Email : aki-naka@f3.dion.ne.jp

〒860-0863 熊本県熊本市坪井2丁目4

モットー：基本に忠実に、文化継承の、実務に密着したムリ・ムダ・ロス排除のシステム構築・運用



研修内容

QMS：内部監査員(全業種・建設業の2日間)、内部監査員スキルアップ(1日間・2日間)、〈全14コース〉規格入門(1日間)、規格解説(2日間)、推進者育成(2日間)EMS：内部監査員(全業種・建設業の2日間)、内部監査員スキルアップ(1日間)、規格入門(1日間)、推進者育成(2日間)個人情報保護(プライバシーマーク)：内部監査員(1日間)、システム構築(1日間) 関係会社：有限会社 テクノ・マネジメント 研究所コンサルティング⇒各社経営に大いに役立っています!! : QMS、EMS、OHSAS、ISO/TS16949、FSMS、HACCP、個人情報保護、EA(エコアクション)21、5S・TPM活動、他(ご希望の内容・レベル)及びこれらの組合せ

今後のJABの取組みについて

(財)日本適合性認定協会 専務理事 井口新一氏

本稿は昨年12月東京大井町きゅりあんで開催された第16回テクノファ年次フォーラムの講演から(財)日本適合性認定協会専務理事井口新一氏より頂いた「今後のJABの取組みについて」を紹介いたします。

皆様今日は、JABの井口です。

これまでの活動経過を紹介しながら、今後JABとしてどのように取り組んでいきたいかをお話させて頂きたいと思っております。

■ISO発行登録件数

ISOサーベイの結果によると、ISO9000は世界で95万件、14000では15万5千件登録されています。世界の登録件数ベスト10で見ると、9000では中国が一番で、イタリア、日本と続いており、14000では中国、日本といった順になっています。3、4年前にISOが集計方法を変更したため、私も公開している日本に於ける9000および14000の登録件数とISOの件数が合わず、ISOの方が2万件ほど多くなっていますが、何が原因かは解かっておりません。多分、国際的な認証機関のカウント数が何処かでダブルカウントされているのではないかと考えられます。ここではISOのデータをそのまま使用します。こうした件数はこの制度が世界中でかなり完成してきたことによります。

■JABとMLA加盟

JABが認定機関として役割を果たしていく中で「相互承認のメンバーになる」という目的がありました。1993年のJAB発足以来、1998年にQMSの相互承認メンバー加盟、2003年にEMSのMLA加盟、2009年、製品認証MLAの審査が終わり、2010年のPAC総会、IAF総会で、MLA加盟が決定する運びです。

各々のMLAの開始時期に沿って早急にメンバー加入を進めて来ました。品質のQMSが1998年に始まり加入、EMSは2004年に始まり加入しましたが、製品認証は今年審査を受け来年度メンバー、しかしこの開始は2004年であり、大きなギャップがあります。



■相互承認協定(MLA)とは

その背景のひとつ、「相互承認とは何か？」について説明します。

当初、9001の認証を取得しないと、ヨーロッパへの製品輸出ができないとされ、9001取得が日本で盛んになったと聞かれますが、その考え方が強く残ってしまった、つまりどの国で認証を取っても各国で受け入れられるものがMLAだと思っています。それをIAF認定機関での表現だと、「MLA加盟の認定機関から認定を受けた認証機関が発行した登録証は他国の同じ条件下で発行された登録証と等価である」等価(Equivalent)であるから受け入れてくださいという考えが当初MLAでした。ところが製品認証になるとIAFからもFramework MLAと説明がされ、ここで戸惑いが生じ現在もIAFでこの区分をどうするかという議論をしています。その解釈として「MLA加盟の認定機関から認定を受けた製品認証機関が発行する製品認証書は他国の同じ条件下で発行された製品認証書と同等に信頼(Equally reliable)できる」と、「同等に信頼できる」という部分で言葉が変わっています。ここがJABでも理解が充分進まなかったために遅くなりました。

■IAF MLA実施領域

IAF MLA実施領域

ABに付する要求事項	ISO/IEC 17011							・シャド一部分： MLA実施対象規格
CBCに付する要求事項	マネジメントシステム認証					製造業	サービス	
	ISO/IEC 17021							・MLA拡大決定済み規格： ISO/IEC 17024, ISMS及びFSMS
	QMS					EMS		
認証に付する要求事項	ISO 9001	ISO 14001	JAB Q 9101 AS-ME	TL 3000 電気機器製造業	ISO 27006	ISO 22000	ISO 22000 FSMS	ISO 14001

現在のMLAがカバーしている規格を示した表です。9000のMLA、EMSから下の組織を守る規格が含まれているのが先程の等価(Equivalent)と言われているMLA。ところが右から二つ目のところに製品認証に使われる「ガイド65」がありますがその下に組織が提供する規格がありません。ここが「等しく信頼出来る」とされており、差のあるところですが、つまり製品認証は各国それぞれに適用される安全基準や詳細が違うのですが、関わる認証機関が製品を認証する際は世界で同一の基準で審査し信用してもらって良い、と少し意味合いが違って来る訳です。それで製品認証の方は Framework MLAと表現しています。このような違いはありますが認定機関としてはどこに関わるMLAかを常に問いながら自分達の立場もはっきりしておくことが大切だと思います。

■認定機関の役割

認定機関の役割

ISO17000(適合性評価-用語)の定義

適合性評価機関(認証機関、試験所等)に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明を行う機関



「認定機関とは何か」について「適合性に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明を行う機関」となっていますが、解かり易くいうと、一般の方(企業も含

む)が製品やサービスを購入したいが信用できるか迷った時に認証機関が代わって確認することになる。ところが一般社会の方達から認証機関の信用性を問われた時、これに対して認定機関が代わって信頼に足る審査がされているか確認するという構造が出来ている訳です。認証を受けた製品・サービスの提供組織に注目が集まりがちですが、ポイントとしてこの制度の基になっているのは一般社会或いはサービスを受ける企業です。「この認証機関の保証は信用出来るのか」という問に対する答えとして、IAF(世界的な認定機関の集まり)には認定機関だけでなく認証機関また企業の代表も加わっていますが、例えばJABだと日本以外の認定機関が審査をして「このJABは国際的な基準で見て共通の審査手法を用いている。」と保証し、MLAのメンバーになるという構造になっています。ここで何もIAFが保証しなくても日本の政府でも良いのではないかとの見方もありますが、日本国内で活用される場合は国の保証だけで良いのですが、一般の社会・顧客がグローバルな場合は必ずしも日本政府のお墨付きは保証にならず、IAFの審査が必要になります。何故かという政府は基本的には国民を守る義務があり、日本の国中において不合理なことまで言う必要はないとなるとグローバルな他国の人にとっては一抹の不安が残るとい理由があるのです。世界の共通した基準で評価してその認定機関が正しく仕事をしているかの判断を任せることになります。

こうして制度として形が出来上がり、MLAの成果が出てきた訳ですが、幾つかの課題も話題になりました。

■制度の課題

制度の課題

□ 海外認定機関が認定した認証機関の支店、フランチャイズが行う審査活動の管理

- 1990年代後半、主としてアジアの認定機関から問題提起 →必ずしも適切に課題対処されなかった(?)
- 中国政府によるIAF傘下認定機関への問題指摘
- 2002年、国外認定に関するIAF方針(IAF Cross-Frontier Accreditation Policy)の議論開始 (IAF技術委員会)
- 2006年、国外認定に関する方針の実施 (IAF MLA管理委員会)



- 管理対象の支店、フランチャイズの決め方等、関連課題が残っている

それは1990年後半アジアの認証機関が中心に提起し、「認証機関の支店、フランチャイズが行う審査はきちんとそこを認証した認定機関が管理しているか、審査しているのか」という問題でした。しかし残念なことに当時IAFでしっかり受けとめた議論はされませんでした。問題意識はありましたがどうするかを踏み出せないうちに中国政府がこれを問題にし、IAFと方策についての議論をしましたが内容は守秘義務があるとして完全にはオープンにされていません。守秘義務の立場をとった認定機関は中国政府へのデータ提出を断りましたし、提出した認定機関は信頼性を守るという立場から出したようです。その後2002年からこの中国の問題或いはそれ以前の問題を受けてCross-Frontier Accreditation Policyという国外認定に関するIAFの議論が始まり2006年には実行に移すことになりました。基本的には認定をした各認定機関で重要な機能を果たしている所は全て審査しなさいというものです。こうして一応の動きはありましたが管理対象となる視点とかフランチャイズの定義ということからいくと、まだ審議する点があるというのが現状です。

■ 審査の課題と導入効果

審査の課題

- IAF Concept on Expected Outcomes
ISO 9001やISO 14001認証組織の顧客（利害関係者）からの現在の審査結果に対するフィードバック（2007年3月 IAF-TC）
 - “認証組織の品質・環境パフォーマンスは組織の顧客や利害関係者の期待に応えていない（認証されたマネジメントシステムからの” Outcomes ”が十分考慮された審査になっていない）”
- インドからの報告
 - インドの認定機関が、ISO 9001で認証された組織を訪問したところ、充分な認証審査が行われていないことが判明した
- 韓国の新聞報道
 - 審査せずに認証書偽造、5認定機関を摘発、4人を逮捕、起訴（朝鮮日報 2009.11.16）

審査の課題として「認証組織の品質パフォーマンスは組織の顧客や利害関係者の期待に応えていない」という指摘がされました。その後インド、韓国においても審査への不安や偽造が疑われる問題が出ています。このように審査及び管理をする認定機関の問題はまだまだあると思います。

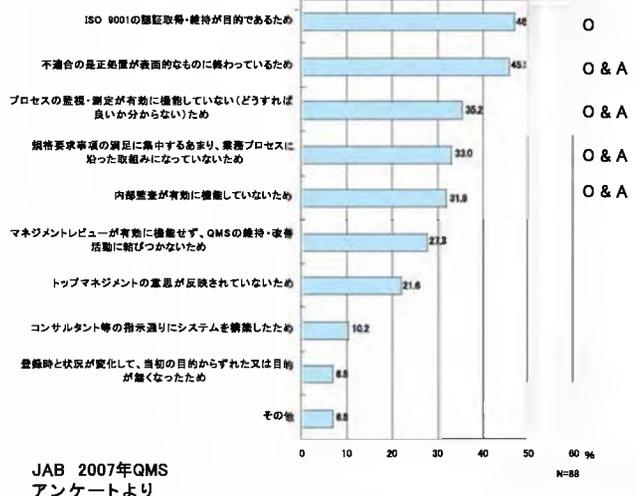
日本の審査の実態についてJABのアンケート結果からどのような問題があるのか見ていきます。

「9001は機能しているか」、この問いには「品質管理システムの基盤が出来た、従業員の品質意識が向上した」との回答が多くありました。9001の本来の目的は確かに「品質管理システムの基盤構築」かも知れませんが、更に顧客満足への動きがあって初めてこの9001のループが繋がる訳です。むしろ「製品またはサービスの質等のパフォーマンスの向上」が判断基準になるべきですが、まだそこまで至らない状態です。

■ 機能していない組織での導入実態

機能していない組織でのISO 9001導入実態

10項目から選択



逆に機能していないと回答した理由には組織でのISO9001導入実態「認証維持が目的だった」或いは「不適合の是正処置が表面的だった」との項目があります。認証取得維持が目的、というのは組織の姿勢だから仕方ないところもあります。是正処置が表面的なものに終止していることについては、組織と審査員双方に責任があると思います。本来認証すべきではない組織まで認証してしまうことが信頼を損なう元になっている現実を捉えて次のステップを踏んで行く必要があると考えます。

国内の一般社会からの反応ですが、9000QMSスタート時点には「ISOは書類の山を作るだけ」との批判がありました。それらを真摯に受け止めたところ、余りに規格に忠実な姿勢を固持した審

査であったり、指摘を受けることへの抵抗感から実際の作業と異なる手順で通させていたのではないかとの印象があります。

■製品認証とマネジメントシステム認証

最近では企業認証組織から認証された企業が何故不祥事を起こすのか、といった反応が多く聞かれます。ただこの反応にはマネジメントシステム認証に対する誤解もあるように思います。その一つとして製品認証とマネジメントシステムとの違いが混同されて反動を受けていると思われる。認証に対する誤解もあるように思います。その一つとして製品認証とマネジメントシステムとの違いが混同されて反動を受けていると思われる。

製品認証とマネジメントシステム認証

製品認証

Q. 初めて製品/サービスを購入する。この製品/サービスは仕様と合致しているだろうか？

認証機関

A. はい、大丈夫です。製品/サービスが〇×△規準に合格しているかを審査しています。

マネジメントシステム認証

Q. 今回購入した製品/サービスは良かった。次回も同程度の品質の製品/サービスが提供されるだろうか？

Q. この会社は、環境問題も起こさず、環境に配慮した活動をしている。今後もこの状態を続けてくれるだろうか？

認証機関

A. はい、大丈夫です。この会社の仕事の進め方が〇〇規準を満足しているかを審査しています。

製品認証の場合は製品及びサービスの初回購入にあたりそれらが仕様と合致しているか判断するのに認証機関が「基準に合格していることを審査しているので大丈夫」と保証します。一方マネジメントシステムでは、「基準に見合った作業手順で生産され次回も同仕様での購入が可能か」或いは「環境についても良いパフォーマンスを継続してもらえるか」ということに対して認証機関が保証する、この二点に大きな違いがあると思います。現状か更に向上したものが期待できるのがマネジメントシステムです。

■これまでのJABの活動

これまでのJABの活動（1）

□ 認証機関の公平性の確保 特定産業界が設立支援した認証機関の存在は、日本の認証機関の特徴のひとつ

■ 関連機関やコンサルティングと認証活動の完全分離の推進



■ ISO/IECガイド62及び66からISO/IEC 17021への移行に先立ち、公平性確保に関するJAB Noticeを発行（2006年9月）

■ 欧州認証機関連盟からIAF policyの”No more, No less”に抵触との苦情を受ける（苦情の根源は、Noticeで詳細記述を行ったことによる）

これまでのJAB活動を受けて日本の認証機関を考えると、関連機関及びコンサルティングと第三者の立場からの認証とを分離する必要があると認識し「JAB独自の基準ではなくIAFのガイダンスに沿った基準で提供する」という形で“JAB Notice”を出しました。

これについては欧州の認証機関連盟からIAFの方針である“No more, No less”基準に抵触するとの指摘を受けて食い違いのあったところです。JABの“Notice”には、大きく分けて3つ項目を入れました。一番目は「同じ法人内でのマネジメントシステム認証とコンサルティング業務を禁止する。」二番目は「認証機関が全面的な支配権を持つ子会社に対して認証を与えるのは公平性の観点から問題。」三番目は「コンサルタント業務を提供した会社との関係が認証機関の公平性に対する容認出来ない脅威を与えることもあり得る。」これはIAFのガイダンスにあったことそのままです。その中でJABが一例として「全面的な支配権とは、資本関係が何%以上なら良い悪い」という細かい数字を出したことで、IAF欧州の審査機関の連合から苦情を受けた経過もありましたが、基本的には17021で対応可能として取り下げました。

■認証機関の力量分析

それからもう一つ機関の力量分析の審査を決めようということでした。MLA相互承認の審査の際に力量不足についての指摘があり、議論の上きちんと審査で使っていこうと考えています。

かなりの認証機関で企業、業界の知識の上に審

査のポイントを把握する力量を備えた審査員により質を向上させる方向で検討していただいていると思います。

■マネジメントシステムの審査

認証機関の力量分析

1. 特定分野を審査するに必要な力量の決定
2. 審査対象組織を審査するに必要な力量と機関が事前に分析していた当該分野を審査するに必要な力量とのギャップ分析
3. 審査対象組織を審査するに適した力量を持つ審査チームの編成

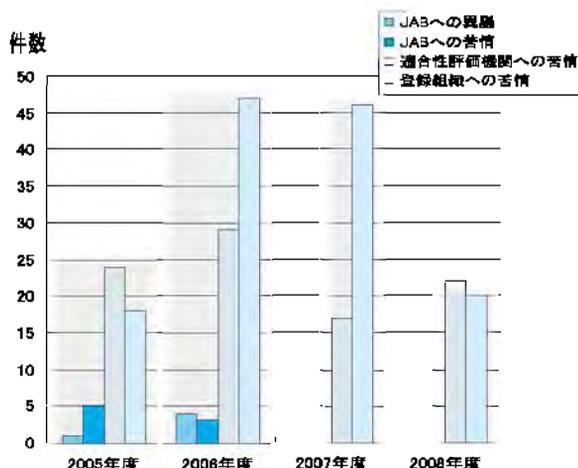
JABの活動の中ではマネジメントシステム認証審査の在り方として審査の視点の中心は組織の本来の活動、業務の仕方であり各々のマネジメントシステムが管理された経過になると考えています。従ってマネジメントシステムの審査は、これらを認識して各々のシステムからのアウトプット指標を見ながらQMS、EMS、OHSAS或いはセキュリティに関係するISMS等が機能しているか検証していく作業になり、こうした見方をするのが「有効性審査」ではないかと思っています。

■苦情・不祥事対応

これまでのJABの活動（4）

□ 苦情・不祥事対応

- 登録された組織が起こす不祥事は、登録組織全体からみると少数である、かもしれないが・・・



JABの活動で特に世界の認定機関と比較して特異なところが苦情処理です。

この表を見ていただくと棒グラフの左側はJABに対する異議、二番目が苦情、三番目が認定した審査機関に対する苦情、一番右は登録組織への一般からの苦情です。一般的には認定機関は認定した機関への苦情までを受け付けて組織に対する苦情は受け付けていません。我々がそこまで受けようというのは世の中で何が起きているかが非常に良く分かるからです。ここで得た情報を認定審査の観点に取り入れてきました。組織への苦情で最近多いのが不祥事対応です。不祥事対応についてJABは2007～8年にJACBと共同検討し一応合意が得られましたが、当初見込んでいた「対応から得られる経験を関係者で共有し、レベルアップを図る」までには至りませんでした。また、発生時に規制当局が入るため認証監査の審査がなかなか出来ないことへの批判もあるので今後改訂が必要になるかと思っています。

2008年7月に経産省からのマネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保ガイドライン発行を受けてJAB他の認証機関によってアクションプランが公表されました。こうした議論が出来るのも日本でのこの制度を支えている方々のご努力の結果だと思っています。詳しくはホームページをご覧ください。「審査員の質向上と均質化」についても検討の余地はあるもののそれなりに成果を持ち、「情報の公開」も検討しています。「有効性審査また認定機関の在り方」の今後について、またエンドユーザーへの分かり易い行動仕様も話し合っており、これらは「MS認証懇談会」でフォロー或いはリファアをしていく予定です。制度の未整備な点についてはグローバルな認定機関のネットワーク、または特定の海外の認定機関を活用してJABとで話し合いながらJAFの国外認定方針だけでは不十分な部分を詰めていきたいと考えています。JABではローカルの認定機関の継続的な審査は海外認定機関に代わって実施する提案を計画しています。また、JAB自身直接認証組織を調査するAccreditation Market Surveillanceの実施を検討しています。

■今後のJAB検討事項

今後のJAB検討事項（2）

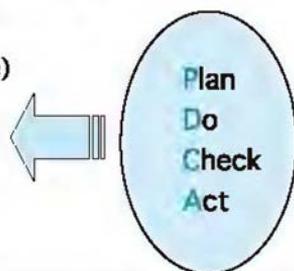
- 認定審査手法の改善
- 認証審査手法の誘導
- 認証組織へのマネジメントシステム
認証活用の働きかけ
- 制度利用者（一般社会、規制当局）
への理解活動促進

この4つの検討事項の中の「制度利用者(一般社会、規制当局)への理解活動促進」はホームページで分かり易くするための作業を現在進めています。利用者としての規制当局については制度の結果が信頼できるという実績を示す活動方向で展開すると思います。下から2番目の認証組織のマネジメントシステム活用への働きかけは二重帳簿を作らず組織の業務で審査を受けるのが基本ということです。認定機関の審査というのはまず情報を集め書類審査、事務所審査、認証機関の審査の立会いを行なってそれぞれ適切かを見て行きますが反省としてこれらの審査が細切れに行なわれており実際のパフォーマンスを確認するためには審査手法の改善が要るということです。認証機関へも同様な誘導をしたいと思います。

■マネジメントの6項目

マネジメントの6項目

1. 方針(policy)
2. 目標・目的(objective)
3. 計画(planning)
4. 管理(control)
5. 保証(assurance)
6. 改善(improvement)



品質に関する指揮及び確認として管理には6つの項目がありますがこれは適合しない部分をあげつらうチェックではなく、至らないところを明示しその部分を補強することで次のアクションに繋げるものです。マネジメントシステムは9000か

ら作るのではなく組織自身の立場、言葉で構築し発展させていくべきでその考えに立つと、まず組織は規格に頼らないQMS、組織の目標を達成するための仕組みを作る、いかにして商品が売れるか、マーケットからのクレームがあればいかに商品に転換するかというもので、環境においても同様に14001に頼らずともしっかりと作る、それを見るのが外部審査員になるということです。内部監査でもあら探しにならないよう業務ベースで検討し問題点の提示ができることを目指すべきだと思います。また組織を強化していくためには認証機関の評価が必要になってくると思います。

■「社会財」としての適合性評価制度

そのために「第三者適合性評価制度」を今後も発展させていきたい訳ですが、これは認定機関、認証機関だけが頑張るのではなく一般社会、組織の方々、関係者、などが適切な理解をこの制度に持っていただき、今まで以上に審査の執行を開発、改善していく必要もあると思います。それから組織も現在日本で活用されている認証組織を良くも悪くも変えることができる事を是非認識していただきたいと思います。

JABは、組織は必ず社会の役に立つ、信頼出来る社会をつくるためのひとつの手がかりとなり社会の底上げが出来るという意味から「社会財」という言葉を使っています。この「社会財」としての適合性評価制度の確立を目指して皆様のご意見も常に聴きながら頑張って改善し、認定審査も進めて行きたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。



テクノファNEWS 第85号
企画・編集/株式会社テクノファ

2010年3月10日発行
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町3-1 NOF川崎東口ビル
TEL:044-246-0910 FAX:044-221-1331
ホームページ⇒<http://www.technofer.co.jp/>